広報 横芝

この広報は各家庭に漏れなく配付します
発行所　千葉県山武郡横芝町役場　(電話) 横芝32・249・339

広報告知板

11月は
固定資産税第4期分
国民健康保険税第6期分
有線使用料第3期分
の納期です
(納期限内に収入役又は金庫へ必ず納めて下さい)

冬の意味

「冬」をフユと読む。フユの意味は「冷ゆ」です。つまり、ヒユるのヒユが転じてフユとなり、冬の字があてたものです。一年のうちでも、春と秋とはできる物によって時の名とし、夏(熱=あつ=の転じたもの)と冬とは、時候によってその名としたものです。

このフユという言葉が最も早くから見られるのは、古事記の「天冬衣神=あめのふゆきぬのかみ」のフユですから、かなり古くから使われていたとみていいでしょう。

中国では冬について「天気上騰し、地気下降し、天地通ぜず閉そくして冬をなす」とか「冬は終わりなり、物の終わり成るなり」などといい、方角にたとえれば北、色にたとえれば黒とし、冬の空のうすぐらく曇って陰気なことをいい表わしています。

印鑑条例の改正
十一月一日から

去る九月十四日の議会定例会で、新しい印鑑条例が可決され、十一月一日から実施されることになりました。

もともと、この印鑑条例に基づいて発行される印鑑証明書は、登記、契約、保証等に大変重要な役割を果しておりますので、逆にこれを悪用すると、印鑑の盗用、文書偽造、詐偽等の印鑑にまつわる事故が発生し、特に最近は、経済活動が盛になるにつれて、事故もますます増えるという傾向にあるようです。

こういう点から云って、印鑑事務は事故発生を未然に防ぐことに重点が置かれなければならないが、新しい条例では、特にこの点が、強調されております。

次に旧条例に比較して変った点を説明いたしますと、

(一)登録について

印鑑の登録は、住民登録法、外国人登録法によって、本町に登録されている個人に限ることをはっきり明文化し、法人の代表者の印鑑は、登録しないことになります。

今までに登録してある印鑑は、新条例の規定により登録されたものとみなされますが、住民登録してない人の印鑑と、法人の代表者の印鑑は、新条例が施行される十一月一日以後は、印鑑簿から削除されます。

(二)保証人の連署押印

今までは、印鑑の登録、改印に際しては、直接本人が届出ればよかったわけですが、新条例では、更に本町に印鑑登録している保証人の連署と登録印鑑の押印が必要になってきました。これは、あくまでも本人を装って偽造印鑑を登録したり、改印したりして、他人の印鑑証明を手に入れて悪用しようとするのを防ぐためのもので、善良なる大多数の方々には非常に御迷惑なわけですが、慎重の上に慎重を重ねてこの処置をとることになりました。

(三)印影の規制

印影の大きさが決められ、一辺が二糎の正方形にはいらないもの、又は八糎の正方形以下のものは、登録できないことになります。現在登録されているものは、そのまま認められます。

以上が新しい条例の変った点ですが、今後の事務取扱いの要点を申上げますと、

(一)印鑑の用件は必ず本人がお出で下さい。

己むを得ない場合は委任状を持参した代理人が申請することができますが、委任状は必ず自署して下さい。なお、夫婦、親子、兄弟の間柄でも絶対に例外は認められません。

むしろ問題はこのような近親者の間に多く発生しております。

(二)申請はすべて書類で

今までは、口頭で申請をうけ、証明書交付等の事務を行っておりましたが、今後は一切申請書によって処理いたします。申請書は窓口に用意してありますので、皆さんに記入して頂いて受付けることになります。戸籍関係も同じように行い、申請書もできるだけ代筆して差上げますが、印鑑事務に関する限りは、必ずみなさんに記入して頂くことになります。

なお、手数料の方も、新しく発行される町の収入証紙を購入して申請書に貼って納付することになります。

以上で新しい印鑑条例についての概要を申上げましたが、印鑑事務はあくまでも皆さんの大切な印鑑をお守りしながら、皆さんの便宜をおはかりする仕事ですので、非常に片苦しく事務を行わなければならない一面もありますので、この点をよく御理解の上、御協力願いたいと思います。

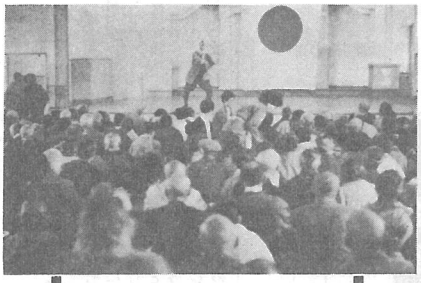

演芸におとしより

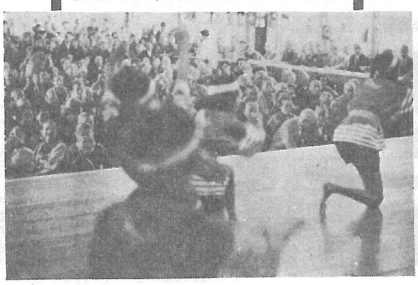

としよりの日
今年は十月六日に

おとしよりのみなさん、きょうは肩の荷をおろしたような、ゆっくりした気持で、くつろいで楽しんで下さい。

そしてこれからもますます元気で、長生きして下さい。

伊藤婦人会長のにこやかな開会の挨拶で第八回の横芝町敬老会は始められました。

九月十五日の「としよりの日」の行事は、天候等を考慮して、本年は二十日に行われました。

迎えのバスに揺られ、或は三々五々、ハイヤーに乗って定刻には用意された会場も約四百名のお年寄りで満員の盛況でした。式上九十才以上の高齢者がかくしゃくたる姿で登場し、県からの養老金と町福祉協議会からの座布団を受領し、万場の年寄のために大いに気を吐いた。高齢者の方々は次のとおり、

小川　いわ　三島　とく
佐瀬　金太郎　南川岸　栗山　はる
石井　90903293才

式が終ってから余興に移り横小鼓笛隊の演奏に始まって、保育園、婦人会、青年団と夫々お得意を披露、午后四時頃までゆっくり楽しんで頂き、有意義な一日を終った。

議会だより

▽臨時会

七月三十一日午后二時に招集され、次の議案を審議の上、可決した。

○横芝町歳入歳出追加更正予算議定の件

今回の追加更正は取り敢えず執行しなければならない事についてのみ計上したので、その金額も小額に止まった。歳出の主なものは土木費で廃芥焼却炉道路改良費と牛無、立会の改修道路の材料費、用地費五十七万二千円、臨海寮の改修費五十七万円、ゴミ箱の設置補助金二十四万二十円等である。

▽定例会

九月十四日午前十時から開会され、議案審議に入る前に農業委員の議会推せんによる選任委員の人選を行う。その結果、伊藤右仲、鈴木利春、斉藤元一の三氏に決定した。

次に議案審議に入り次の四議案を審議の上、可決した。

○横芝中学校体育館建設について

○歳入歳出追加更正予算議定の件

追加の総額は五八八万九千三百円で、予算総額は一億五百五十八万二千五百円となる。歳出の主なものは道路の維持改良のための九十二万円、県単事業で実施される上町地先の県道舗装工事の地元負担金五十万円、中学校校庭拡張のための用地買収費二百八十万円等である。

○住宅改良資金貸付事業歳入歳出予算議定の件

これは昨年度、国民年金資金の還元融資を受け、住宅改良資金として貸付を行ったが、その返済が本年度から始まるので町の予算を通して受け入れ厚生省に返済するためのもの。

○印鑑条例制定の件

旧印鑑条例を廃止して新しく印鑑条例を制定し、十一月一日から実施するもの。

▽臨時会

十月三十日午前十時から開会され、次の議案が上程され、いづれも原案のとおり可決された。

○千葉県市町村職員恩給組合資産管理組合の設立について

前の国会で地方公務員共済組合法が成立し、十二月一日から施行されるに伴って、旧恩給組合は、資産管理組合として残り、旧組合員の年金、一時金に要する費用を負担することになるので、それを設立するための規約。

○横芝町手数料条例の一部を改正する条例

従来四十円徴収していた手数料を五十円に引きあげ、あわせて関係条文の整理を行うもの。

○監査委員の選任について同意を求める件

監査委員越川与司夫氏の任期満了に伴い、再任の同意を求めるもの。

○有線放送追加更正予算議定の件

施設改修費金として積立金の一部を使用するもの。

○随意契約の締結について

中学校の体育館建設契約を東京の生研建設株式会社と締結するもの。

○収入役の選任について同意を求める件

新しい収入役に土屋直勝氏の就任について同意を求めるもの。

収入役に
土屋直勝氏
選任される

土屋直勝氏(明四二・一一・一五生)横芝町横芝一、四四七番地氏は銚子商業学校卒業後、家業(鈴村屋)の農機具販売に従事、その間、青年学校指導員、在郷軍人分会長、商工会監事等を歴任、今回その着実な性格が買われ、収入役に選ばれたものです。

前収入役死亡後、欠員となっていた町収入役に新しく東町の土屋直勝氏が選任され、十一月一日から就任しました。

遠山の赤岸さんに拠出制
母子年金=坂田の小関さんも

拠出制国民年金が発足して一年余り、いろいろ疑問や批判のあった制度も追々改良され、皆さん方の理解と相俟って順調な運営を続けているが、遠山の赤岸ウメさんと、坂田の小関タカさんのお二人は御主人に先立たれ、母子家庭となられたので、県に事情進達中の処、御両人とも保険料も完納しているし、届出も所定の通り行われていたので、母子年金の支給が決定し、赤岸さんには既に年金証書が交付され、小関さんにも近く交付される見込みとなった。

たので、御主人の御不幸をお悼みしていた係員は何か〝ほっと〟した想いにかられた訳である。

中学校体育館
建設工事はじまる

中学校の屋内体育館の建設については、当初予算成立のとき、お知らせしましたが、その後、国庫補助金二八六万円、起債六〇〇万円が決定になり、建物の設計、施行会社等について調査、検討を続けておりました。このたび、去る九月三十日の議会で東京の生研建設株式会社との間に、一千六百十万円で建設工事の請負契約を取り交すことに決定しました。

本年は本月十三日に着工され、来春三月に完成する予定です。

建設される位置は、現在の校舎の西側で、総坪数二四〇坪、軽量鉄骨造りの近代的なしよう酒なものです。講堂にも兼用できるようステージなどもついており、来春の卒業式は、この新しい体育館兼講堂で行うことができます。

これで中学校の建物も全部消滅され、今までの不便が解消されるとともに、町の各種集会に利用することもできます。

〝計量器の検査〟

みなさんの使っている計量器は長い間には多少の「くるい」が出る様ですこれを知らずに取引や証明に使用していることは違反になります。

県ではこのような事のない様に三年に一度定期検査を行っています。

本町では十一月二十七日から十一月三十日までの間、各地区で検査を行います。

使用中のハカリ、マス、モノサシの検査は必ず受けましょう。

横芝町財政状況書

本年六月の本紙特集号におきましては、昭和三十七年度予算、及び昭和三十五年度の決算についてお知らせいたしましたが、今回は、本年度予算の、九月末現在による予算執行状況と、前年度の決算状況について、財政の概要を表によりお知らせいたします。

昭和37年11月現在 横芝町財政状況書

一、昭和三十七年度予算の執行状況について

一般会計における本年度予算額一億五百五十八万二千五百二十円のうち、九月末日までの執行額は、歳入については、四千二百三十七万二千百十七円で、予算額の四〇%にあたっております。この執行額を科目別に申し上げますと、先づ歳入については、地方交付税が七八%と最高を示し、次が町税の五八%で、その他は五〇%以下の執行となっております。国庫支出金や県支出金は、いづれも年度末に歳入されるものが多い関係で、執行額は極めて少く、国庫支出金が九%、県支出金が一%となっております。

次に歳出について申し上げますと、大部分の科目において、五〇%前後が執行されていますが、漁港の災害復旧事業（一千八百六十万円）中学校の体育館建設事業（一千六百六十万円）の二つの大きな事業が、現在着手されていない関係で、産業経済費が七%教育費が二〇%と執行額が少くなっています。しかしこれらの事業は、共に十一月以降には着手されますので、歳入予算の国、県支出金や、町債が歳入され、一時的に事業費支弁の資金繰りが苦しくなることも見込まれます。

昭和37年度横芝町歳入歳出予算執行状況調　37.9.30現在

歳入 科目	予算額	収入済額	%	歳出 科目	予算額	支出済額	%
1 町税	29,830,900	17,425,908	58	1 議会費	2,183,000	1,070,453	49
2 地方交付税	26,769,000	20,947,000	78	2 役場費	19,632,900	9,333,868	48
3 財産収入	34,100	10,600	31	3 消防費	4,373,400	2,317,761	53
4 分担金及負担金	363,700	137,700	38	4 土木費	7,289,600	3,516,687	48
5 使用料及手数料	1,025,000	422,732	41	5 教育費	32,946,600	6,441,700	20
6 国庫支出金	22,643,400	2,112,303	9	6社会及労働施設費	2,978,220	1,578,168	53
7 県支出金	2,205,200	24,113	1	7 保健衛生費	1.830,600	543,634	30
8 寄附金	2.405,940	1,131,270	47	8 産業経済費	24,411,000	1,723,899	7
9 繰入金	3,113,000	0	0	9 財産費	138,000	101,839	74
10 繰越金	7,860,980	0	0	10 統計調査費	250,500	19,923	8
11 雑収入	431,300	160,491	37	11 選挙費	710,400	346,029	49
12 町債	8,900,000	0	0	12 公債費	3,185,900	1,546,813	49
				13 諸支出金	5,152,400	1,559,501	30
				14 予備費	500,000	△ 44,568	
歳入合計	105.582,520	42,372,117	40	歳出合計	105,582,520	30,100,275	29

昭和３７年度 一般会計予算執行状況

〔37.９.30現在〕

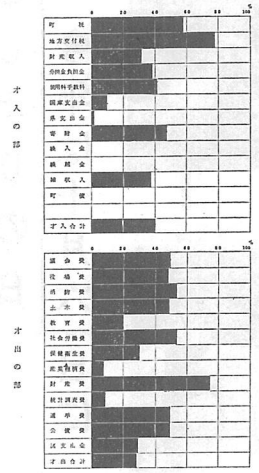

昭和37年度特別会計予算執行状況調

(37.9.30現在)

会計別 ＼ 歳出入別 予算支出済額	歳入 予算額	歳入 収入済額	歳入 %	歳出 予算額	歳出 支出済額	歳出 %
国民健康保険会計	23,662,000	8,484,392	36	23,662,000	7,349,270	31
老人ホーム会計	4,324,800	2,144,643	50	4,324,800	1,782,307	41
有線放送電話会計	2,462,800	1,484,341	60	2,462,800	1,252,720	51
住宅改良資金貸付会計	719,705	70,029	10	719,705	70,027	10
計	31,169,305	12,183,403	39	31,169,305	10,454,324	34

一、昭和三十六年度決算について

昭和三十六年度一般会計の決算は、歳入が一億九百三十一万八千円、歳出が一億六百二十五万一千円で、歳入歳出差引三百六万七千円の黒字となったのであります。

歳入については、前年度決算一億二百五十四万円に比較し、六百七十七万八千円の増加となっております。このうち増加したおもなものを申し上げますと、財産収入の九百二十八万三千円、地方交付税の六百九十万三千円、県支出金の五百六十八万五千円、町債の一千二百二十万円、国庫支出金の四百九十四万三千円、繰越金の三百二十一万一千円であります。

財産収入の増加は、旧横芝中学校の敷地及び校舎を売却したためで、県支出金の増加は、栗山川漁港局部改良事業に対する補助金のためであります。

前年度に比較して減額になりましたおもなものでは、町債の一千二百二十万円、国庫支出金の四百九十四万三千円、繰越金の三百二十一万一千円であります。

歳出については、前年度決算額一億五百五十八万二千五百二十円のうち、九月末日までの執行額は、歳入については、四千二百三十七万二千百十七円で、予算額の四〇%にあたっております。この執行額を科目別に申し上げますと、先づ歳入については、地方交付税が七八%と最高を示し、次が町税の五八%で、その他は五〇%以下の執行となっております。国庫支出金や県支出金は、いづれも年度末に歳入されるものが多い関係で、執行額は極めて少く、国庫支出金が九%、県支出金が一%となっております。

次に歳出について申し上げますと、大部分の科目において、五〇%前後が執行されていますが、漁港の災害復旧事業（一千八百六十万円）中学校の体育館建設事業（一千六百六十万円）の二つの大きな事業が、現在着手されていない関係で、産業経済費が七%教育費が二〇%と執行額が少くなっています。しかしこれらの事業は、共に十一月以降には着手されますので、歳入予算の国、県支出金や、町債が歳入され、一時的に事業費支弁の資金繰りが苦しくなることも見込まれます。

昭和３６年度 一般会計歳入歳出決算状況

〔単位千円〕

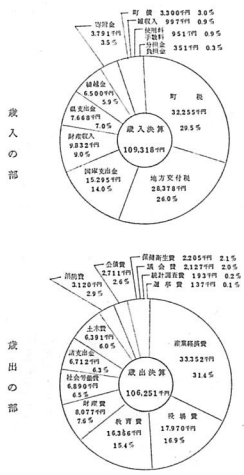

昭和36年度横芝町一般会計決算款別表　（単位千円）

歳入 款別	昭和36年度決算額	昭和35年度決算額	比較増減	歳出 款別	昭和36年度決算額	昭和35年度決算額	比較増減
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
1 町税	32,255	28.972	3,282	1 議会費	2,127	1,493	634
2 地方交付税	28,378	21,475	6,903	2 役場費	17,970	14,920	3,050
3 財産収入	9,832	549	9,283	3 消防費	3,120	4,227	△ 1,107
4 分担金，負担金	351	356	△ 5	4 土木費	6,391	9,373	△ 2,982
5 使用料，手数料	951	856	95	5 教育費	16,367	48,706	△32,339
6 国庫支出金	15,295	20,238	△ 4,943	6社会及労働施設費	6,870	1,759	5,131
7 県支出金	7,668	1,983	5,685	7 保健衛生費	2,205	1,141	1,064
8 寄附金	3,791	1,533	2,258	8 産業経済費	33,353	5,658	27,695
9 繰入金	0	0	0	9 財産費	8,076	1,234	6,842
10 繰越金	6,500	10,311	△ 3,211	10 統計調査費	193	500	△ 307
11 雑収入	997	767	230	11 選挙費	136	408	△ 272
12 町債	3,300	15,500	△12,200	12 公債費	2,711	2,432	279
				13 諸支出金	6,712	4,189	2,523
歳入合計	109,318	102,540	6,778	歳出合計	106,251	96,040	10,211

歳入歳出差引残高　3,067千円（37年度へ繰越）

昭和36年度横芝町特別会計決算表　（単位千円）

会計別	昭和36年度決算額	昭和35年度決算額	比較増減
1 国民健康保険会計	18,971千円	15,143千円	3,828千円
2 老人ホーム会計	3,889	2,966	923
3 有線放送会計	2,209	1,836	373
4 住宅改良資金貸付事業会計	5,014	−	5,014
計	30,083	19,945	10,138

早く診断を！正しい治療を！

住民検診の結果まとまる

不老不死の薬があったら！人間の生命欲は限りなく、秦の始皇帝も、ナポレオンも、はたまたスターリンも求めてかなわず、人力の空しさをかこったそうですが、天下の英雄でさえも、一度は絶える生命の落日は返すすべがありません。然し、たとえ、死との悪縁は断ち切れないとしても、せめて病気や事故からできるだけ身を守り、天寿を完うしたいものだと誰でも考えております。

人類の永い間の夢であった月世界旅行も、夢でなくなろうとする程、科学の進歩のはげしい昨今は、長生きすればする程、楽しみも喜びも多くなってゆくと思います。みなさんに大いに長生きして人世をエンジョイして頂くわけですが、そのためには、皆さん自身で長生きしたいだけの充分な健康への注意が必要になって参ります。

いま、日本で死亡率の高い病気と云えば高血圧とガンで、結核は才八位で大分下ってはおりますが、完全に治癒するには長い年月を要することからして、いわゆる消費病として恐れられております。

これらの病気から私たちを守るには、現在の医術でも早期に発見して正しい治療を行うことが、最良の方法だと云われております。

このたび当町では、皆さんの健康管理を更に一歩すすめて、レントゲン撮影による全住民の健康診断を実施いたしましたところ、非常な関心を呼び、受診率も八三％という好成績のうちに終りました。今後更に精密な検査や、治療を必要とされる方々は、今回の診断の結果を充分活用されるようお願い致します。

又その後ひきつづきガンの集団検診も行いましたし、ガンの相談券も取り扱っております。みなさんを不幸な病魔からお守りするため、町では今後とも、財政の許す限り、積極的に皆さんの健康管理に重点を注いでゆきたいと考えておりますので、この身近な「あなた」のことに御協力下さるようお願いします。

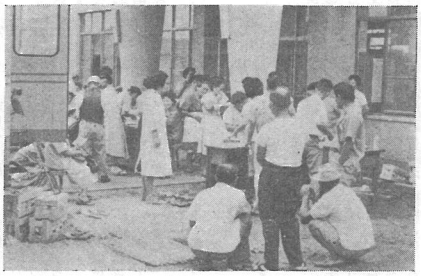

ガン検診風景

青果市場開設

横芝農協構内に

この程横芝農業協同組合構内に、青果市場が開設され、十月一日から取引が始められました。農家所得の増大をはかるため、換金作物の栽培は奨励されており、本町でも野菜、果樹の作付が、盛になってきております。生産者も安定した価格で、有利に販売することを望んでおり、一方青果物業者も、手近かな市場から仕入れることができれば消費者に新鮮な品物を低廉な価格で供給できるわけであります。両者の希望が取り入れられこの度横芝、光、松尾三町の青果物業者の手で、青果市場が設立され運営されることになったわけであります。農家の方々も大いにこの市場を利用されて、ふところを肥やされるよう望まれています。

夢枕

断崖の真上で、突然乗客に停車を命ぜられた吉田運転手は、思はず「はっ」と息を飲むと真青になった。

……バックミラーに映った影！にぶく光る短銃は恐ろしい予感を銃口に秘めて……何時の間にか彼の後頭部に密着している。

「おい、命か？金か？」驚く彼を尻眠に、ドスをきかせた、しわがれ声は車内を振はせた。

「ご！　強盗――」だが彼の叫びは声にならなかった。賊の片腕は蛇の様に彼の首筋に巻付いている。恐ろしさに夢中で踏んだアクセル……自動車は生き物の様に走り出した。

「おい、止めろ、停めろ！」賊もあわてて叫んでいるが自由を失っている操縦者を乗せた自動車は、アッという間に断崖の鼻を辷り落ち、宙に浮んで一直線に――

――パノマラの様に浮ぶやさしい妻の顔、二十才を頭にした三人の子供達の姿――！恨めしそうに、そして悲しそうに視っめている。昨日国民年金の届出に反対した彼に見せた顔と同じ顔で……だが……自動車は、崖肌の山気を真二っに引裂く様に落下して行く、谷底は頑強な胸を広げて待ちかまえている。妻の声が遠く遙かに聞えるようだ。命も金も、すべて妻子の為に投げ出す、国民年金も届出てやるべきだった、と心残る瞬間！

「ウワーッ　ガチャーン！」

絶叫諸共、布団を蹴飛ばした吉田君！目を開いて周囲を見ると、眼覚時計は横に飛び、灰皿は吹殻を四散させ、全身汗びっしより……

「何だ、夢か……」ほっとした吉田君の枕元には、心配そうな妻の顔がのぞきこんでいた。

「どうしたの、ずい分うなされていたわよ」

「いや、一寸と、ああお前、和子は確か二十になったね。国民年金の資格届を出した方が良いね。それから僕達の年金保険料も納めようや」

「おやおや大分昨日と雲行が変ったのね」

「うん、夕べ寝てから考えたんだよ、和子だって何時かは六十五才になるんだし、僕達だって何時どんなことになるかも知れないし、そうなった時に子供達やお前から恨まれては大変だからね……」

しかし、夢を見たことは、とうとう口には出さなかった吉田君である。

（係から）

処出制年金発足満一年になるが別掲の通り二世帯が母子年金を受けるようになりました。処出の母子年金は、所得による制限等は全くありません。但し納期限に未納があると失権しますので御注意願いたいと思います。

農業委員改選される

会長に斉藤元一氏

任期満了による農業委員の選挙は、八月二十三日行われる予定であったが、結局、無投票に決り、次の十五人が当選した。

大総地区
小池　知夫〔新〕長倉
伊藤　一郎〔新〕中台
伊藤　正雄〔元〕木戸台
鈴木　勘一〔新〕谷台
平山　一雄〔現〕於幾

横芝地区
小梛　奨〔新〕上町
斉藤　時中〔現〕鳥喰沼
若梅　栄〔新〕栗山
滝田　和夫〔新〕鳥喰上
大木　隆〔新〕鳥喰上

上堺地区
伊藤　一〔新〕西
河井　昇〔現〕立会
伊藤　專造〔新〕新青
早川　登蔵〔前〕宮前
木島　敏夫〔新〕三島

選任による農業委員も新しく次の各氏が任命された。

議会推薦
伊藤　右仲〔元〕遠山
鈴木　利春〔現〕鳥喰下
斉藤　元一〔元〕東

農業団体推薦
浅野　浩〔新〕南
三木勝一郎〔元〕道貫

なお、農業委員の初会合は、全員出席の下に、九月十八日午前九時から行われ、会長、会長代理者、県農業会議才一号会議員の互選を行い、会長に斉藤元一氏、会長代理者に平山一雄氏、第一号会議員に河井昇氏が選任された。

ご挨拶

会長　斎藤元一

今回横芝町の農業委員が改選せられまして、不肖私、御推挙を受けまして会長に就任することになりましたが、素より微力非才の者であり、しかも今横芝町が他町村に先んじて農業構造改善事業実施の指定を受けており、その責任の又重且つ大なるを感じまする時、非才誠に忸怩たるを禁じ得ない次才であります。然しながら、一度就任致しました以上、全力を傾注して農民各位の御期待に添うべく、最善の努力を払う覚悟であります。

思うに私ども農民の置かれている現状は、暗雲低迷とも云うべき暗く淋しい状態にありますことは、農民の誰もが感じているところであります。政府と致しましても、農基法に基く関係法もでき、農家の福利増進に、農民の地位向上に、力を注ぎつつあります。

既に前述の如く、横芝町も農業構造改善事業実施の指定を受けておりますが、この事業は画期的な、しかも困難な仕事でありまして、私どもがこの事業を、如何によりよく遂行するか否かが、農家の将来に大きな影響を与えるものであると考えられます。

今や農村は、若い有為な青年達が、どしどし他産業へ流出しており、このまま推移すれば農村は衰微タイ廃する外はありません。

私どもはこのような現況を打破し、農村をより繁栄させるために、農業と他産業との所得格差を是正し、明るい希望に満ちた農業経営が行われるよう、最善の努力を致す覚悟でありますので、何分の御支援、御協力の程を、ひとえにお願い致す次第であります。

引揚者給付金等支給法の一部改正

引揚者給付金等支給法の一部改正が行われ、次の四点が改正されました。この結果その対照範囲が擴大されておりますので、該当される方は、至急役場厚生課で手続されますよう、お知らせします。

(1)引揚者給付金は終戦時まで外地に六ケ月以上生活の本拠を有していた者のみに支給することを原則としているが、引揚者の子であって終戦時以前六ケ月未満の期間内に外地において出生し、出生日以後引き続き終戦時まで外地に居住し、同日以後本邦に引揚げた者にも、新たに給付金を支給することとしたこと。

(2)今まで、昭和二十年八月十五日までの外地居住期間が、六ケ月未満の引揚者のうち、満洲開拓民のみは給付金が支給されているが、日本国政府の命令又は要請により外地に生活の本拠を有するに至ったものと、厚生大臣が認める者については、満洲開拓民と同様の考え方に基づき、在外居住期間が六ケ月未満であっても引揚者給付金又は遺族給付金を支給することとしたこと、従ってこれらの者についての厚生大臣の認定は当時の命令書、要請書等の明確な資料に基づいて行うこととしているので、厚生大臣への認定申請にあたっては当時の資料を出来る限り添付すること。

(3)引揚後、昭和三十二年三月三十一日以前に二十五才以上で死亡した者の遺族には、遺族給付金が支給されているが、二十才以上二十五才未満の者も事実上、一家の働手と考えられるので、二十才以上の死亡者の遺族にも、遺族給付金を支給することとしたこと。

(4)給付金を受ける権利については、更に一年の時効期間を延長し、六年間としたので、三十八年五月十六日となりますが該当する方は早めに請求された方がよいと思います。

強肉弱食

近頃の商品には、売り値の記してないものは始ど見あたらない。

だから、いちいち値だんを店員に確める必要もなくなった。

客は品物と正札を見くらべて、すぐに腹づもりができるわけである。

中国では、大陸的国民性というか、至極のんびりしている面もあるが、その反面なかなか世智辛いところもある。

這個東西一斤多少銭（この品物一斤幾らですか）と問えば、是。一斤両角半銭（はい、一斤二十五銭です）と答える。

大貫、両角銭売不売（高い、二十銭でどうか）と値切れば、不行、不殻本（できません、原価にもなりません）とくる。

押し問答のすえに商談が成立すると、客はおもむろに持参の秤をとりだして自ら量目をはかることになる。店の秤が信用できないからである。

ところで、明治から大正の初期に生れた人であったら記憶に残っている筈だが「ポコペン」という日本製中国語があった。これは、一般には、「だめ」という意味に解されていたようだが、実は「不殻本（ブコウペェン）」がなまったものだということである。

また、更に追いうちかけて値切り続けると「それ以上の値下げをすると飯代（食生活費）の限界を割る」という意味の熟語をもちだして対抗する。天災と人災のうち続く国情から、生きることのいかに困難かということを、先祖代々から骨身にこたえさせられてきた末に生れた言葉である。

それ以上値下げを強いることは、個人の生活権を侵害することになり、絶対に許されないという不文律となっている。そして客はあきらめる。その反面、一個一円で売った商品を、次の客には百個百十円で売るのである。一度に大量を買うことのできる富める者には高価に売りつける。

これとはチョット趣きを異にするが、ある意味で似かよったことが吾が国で行われることになった。「たばこ消費税」の改正がそれである。

昨年度までは、町内のたばこ小売店に卸された小売価額の一割一分がその町に納付されてきたものだが、今回の改正では先づ税率が一割二分に引きあげられ、なお前年中に日本全国の小売店に卸された小売価額の総額と総本数をプール計算して、基準価額とすることになった。

三十七年度の基準価額は一本当り二円六十銭一厘である。

町村に対しては、町村所在の小売店に卸された本数に、この基準額を乗じて得た額の一割二分が専売公社から納付されてくる。

結果的には、一本二円の、「新生」も税の対象とするときは二円六十銭一厘の価値があり、ピースは四円であっても、やはり同じく二円六十銭一厘の価値しかない。

したがって、高級たばこを消費することの多い町村が、下級たばこ愛用の町村に経済援助するかたちになり、水の高きより低きに流れる自然の法則に順応したものであり「改善」といえる。

横芝町も低い方のクラスにあり、その証明は最近納付されてきた実績が物語っている。町としては喜ばしい傾向である。

最近の収納実績は次の通り

一月	三五七、七五〇円
二月	三四〇、六七〇円
三月	三八八、八九〇円
四月	四九八、八九〇円
五月	五四七、二三〇円
六月	四六二、六七〇円
七月	四五一、一〇〇円
八月	五七四、二六〇円
九月	五三三、一六〇円

小事といってはならない。外資の獲得ともいうべきであろう。

「注」
葉巻、きざみは一定の比率で本数に換算する。

坂田池周辺禁猟区になる

この十一月一日から狩猟が解禁になり、銃声があちこちにこだましているが、往時に較べると、最近は鳥や獣の数もめっきり減少しており、せつかくのハンターも脾肉の嘆をかこっている有様である。

このままでは減る一方なので、このたび、当町の坂田池周辺に禁猟区が設置され、主としてカモ、バン等の水鳥の繁殖をはかることになった。

禁猟地帯になった池には、もうカモが群をなして集っており、今後皆さまの御協力を得て、これら水鳥の一大棲息地に育てたいと当局では期待しております。

秋季全国火災予防運動

!!!! 火災予防条例を !!!! 守りましょう !!!!

来る十一月二十六日から十二月二日まで、一週間にわたって秋季全国火災予防運動が実施されます。

これから一年中で最も火災の多い時期に入るわけですがこれらの火災発生の原因は、大部分が個々の事業場や住居等です。特に居住専門の建物からの出火は、全火災の約五〇%を占めており、その出火原因については、こんろ、たばこ、弄火、たき火、こたつ等個人個人が使用管理すべきものが、圧倒的に多いことです。

なお、又消費生活の向上により、個人生活の分野において、電気、ガス、石油等の普及発展等により、特殊火災発生の機会が増大されたわけです。これらの現状にかんがみ、消防法の改正とあいまって、本町においても本年七月一日から新しい火災予防条例が施行されましたが、この条例の趣旨とその内容を知り、かつ守り、町から火災を発生させないよう一層の御協力をお願い致します。

◇火災予防条例の概要

この条例は、全文五十条から成り、公衆の出入する場所等の指定、火を使用する設備、及びその使用に際し火災発生のおそれのある設備の位置構造及び管理の基準火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生するおそれのある器具の取扱いの基準、火の使用に関する制限等火災に関する警報の発令中における火の使用の制限、指定数量未満の危険物の貯蔵、又は取扱いの基準、準危険物の貯蔵又は取扱いの基準、特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準、避難管理等火災予防上必要な事項が規定されています。その中から特に一般家庭における、ごく身近かな関係の規定をお知らせし、火災予防上の参考に資したいと存じます。なお、特殊な場合の規定については、役場又は消防団役員まで御問合せ下さい。

◇横芝町火災条例抜すい

一、かまどの位置

1建築物、工作物の可燃性の部分から安全な距離を保つこと。

2可燃物が落下又は接触するおそれのないこと。

3可燃性のガス又は蒸気が発生滞留するおそれのないこと。

4屋内に設ける場合は、土間又は金属以外の不燃材料で造った床上であること。

構造

衝撃や振動等により亀裂確損を生じないこと。

管理

1周囲は常に整理清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

二、ストーブの煙突

1支線、支わく、腕金具等で固定すること。

2屋上突出部は屋根から六〇センチメートル以上であること。

3先端から水平一メートル以内に建築物の軒があるときはその軒から六〇センチメートル以上高くすること。

4金属又は石綿の煙突は、小屋裏、天井裏、床裏にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に覆うこと。

5金属、石綿の煙突は、木材その他の可燃材料から一五センチメートル以上離して設けること。

6可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分は、眼鏡石をはめこむか、又は遮熱材料で覆うこと。

7薪、石炭その他の固体燃料を使用するストーブは、不燃材料で造ったたき殻受けを設けること。

8その他かまどの位置構造管理を参照のこと。

三、掘こたつ、いろり

1火床、内面は不燃材料で造ること。

2その他かまどの管理を参照のこと。

四、こんろ移動式のストーブ

1燃料の性質等に応じて可燃物から火災予防上安全な距離を保つこと。

2可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。

3不燃性の床上、又は台上で使用すること。

4故障又は破損したものを使用しないこと。

5液体燃料を使用するこんろ又は移動式のストーブは使用中燃料を補給しないこと。

6本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

7周囲は常に清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

8液体燃料を使用するこんろ、又は移動式ストーブは漏れ、又はあふれた燃料を受けるため皿を設けること。

9燃料の容器は燃料の性質等に応じ、遮光し又は転倒若しくは衝撃を防止するため必要な措置を講ずること。

五、火鉢

1固体燃料を使用する火鉢は底に遮熱のため空間をおくか、又は砂等を入れて使用すること。

2その他こんろ移動式ストーブの項を参照のこと。

六、置ごたつ

1固体燃料を使用する置ごたつは火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上において使用すること。

2その他こんろ移動式ストーブの項を参照のこと。

火消つぼ

こんろ移動式の項を参照のこと、

アイロン及びコテ

1使用中可燃物の上に放置しないこと。

2故障、破損したものを使用しないこと。

喫煙

1禁煙、火気厳禁と表示した標識を設けてある場所で喫煙しないこと。

たき火

1引火性、爆発性の物品、その他可燃物の近くでたき火をしないこと。

2たき火をするときは、消火準備、その他火災予防上必要な措置を講ずること。

がん具用花火

1火災予防上支障のある場所で消費しないこと。

2貯蔵又は取扱う場合は、ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施したおおいをし、炎、火花、又は高温体との接近をさけること。

七、火災に関する警報の発令中は

1山林、原野等において火入れをしないこと。

2煙草を消費しないこと。

3屋外において火遊び、又はたき火をしないこと。

4屋外において引火性、又は爆発性の物品、その他可燃物の附近で喫煙しないこと。

5残火（たばこの吸殻も含む）取灰、又は火粉を始末すること。

6屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

次のような場合は町長に届け出ること。

1火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為。

2煙火の打上げ又は仕掛け

3劇場等以外の建築における映画その他催物の開催。

4消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事。

平良兼とその「やかた」

天慶の乱で勇名を馳せた一世の風雲児平将門の叔父に当る人に平良兼という人がいたが、この良兼が上総介に任命されて、居館（やかた）を現在の屋形の地に設けたため、屋形という地名が残ったと云われている。

この「やかた」については、それこそ千年以上も前のことであり、確かな記録も残っていないため、詳しいことはわからない。

当時の屋形は、中央と北西の部分（現在の水田地帯）は一面の沼沢で野生の蓮が密生しており、東北には九十九里沿岸随一の栗山川が流れ、今の蓮沼村との境には谷川が竜立沼から太平洋にそそぐという状況で、誠に地形的に要害をなしていた。良兼もこの天険に着目して尾形の中央部で北清水寄りの小高い所にやかたを構えたものと思われる。

やかたといっても、平安朝の初期は、自然を形どり、土手や濠を廻した程度の書院造りの簡単なものであった。

なお、このやかたには三方に木戸が置かれていた模様で、東は栗山川の先（現在の光町木戸）西は北清水の入間後、南は蓮沼村の先（現在の成東町木戸）にあったことが、地名からも推定される。

交通も当時は、京都との往来にもっぱら舟便を利用していたので、栗山川を溯ってやかたの前に着船できたので、甚だ便利であったものと想像される。

良兼の家系は、所謂桓武平氏で、父の高望は人皇第五十代桓武天皇の曾孫で、宇多天皇の寛平元年に平の姓を賜って臣籍に下り、翌年五月に上総介に任ぜられた。この高望の男の子は悉く東国の国司や豪族となったので子孫はこの地方で繁栄したわけであるが、良兼も父の跡をついで上総介となってからは、屋形の地に居城を構え、上総下総一帯を支配していたものである。

丁度そのころ、甥の将門が領地の事から叔父の国香を殺すという事件があり、これからいわゆる天慶の乱が始まることになるのであるが、良兼も将門征討の軍を進め、常陸や北総の原野で将門軍と激戦を交えるが、将門軍の勢力が強く、遂に敗れてやかたに帰り、このやかたで、天慶元年に病疫してしまった。結局良兼は将門が討たれる前に亡くなったわけである。

遺骸は、館の北に葬り、墓標に山楊（やまもも）の木を植えたと伝えられているが、その墳墓の跡とおぼしき塚が字目篠前の畑の中に最近まであったそうである。

良兼の歿後、長男の公雅は、天慶の乱後、叔父の良文に領地を譲って伊勢国に移ったので、その後このやかたに誰が住み、どのようになつたかについては伝えられていない。

以上将門記、千葉大系図、房総通史等を参考に、平良兼のやかたについて拙文を弄したが、東総の一角、屋形附近が平安時代の豪族の根拠地になったと云うことは、この土地に生を亨けたものとして誠に興味あることではなかろうか。（以上屋形海保忠氏の寄稿から）

〔参考〕

桓武天皇─高見王─高望─
- ─国香─貞盛
- ─良将─将門
- ─良兼─公雅
- ─良文─┬─忠通
  - └─忠頼

たわごと ××××

栗山川を中心とした九十九里沿岸の小河川の川口で取れるシラス鰻は、目方にして約三千キロ、金額にして約一千万円位になる。取れたシラスは、ハイヤーに乗って大急ぎで、浜名湖附近に運ばれて行く。トラックや汽車で送ったのでは、時間がかかって死んでしまうのだ。大至急で、三〆匁でも五〆匁でも、夜取れたシラスは翌日ハイヤーに乗る。浜松までのハイヤー代が幾らかかろうが、そんなのは問題にしない。それ程シラスは高価な魚である。今年浜松で売買されたシラスは、一〆匁平均五万円、然も買ったシラスは、元気のよいのばかりではない。四〇〇キロもある処からの車の遠のりだ。池へ入れても死亡率は高い。それでも養鰻業者は、眼の色変えてシラスを求める。遠くは九州、台湾まで、理由は簡単、儲かるからだ。春、海から川へ上って来るシラスは、一〆匁で約二万四から二万五千匹。これを池に入れると、翌年の夏は、三十匁から五十匁の成鰻になる。うな丼になるあれだ。成鰻の値段は、年によって相違があるが、大体一〆匁二千円前後、今年などシラスの不漁で、〆三千円、一匹一円か二円のシラスが、一年か二年で、一匹百円から百五十円となる。皆さんソロバンをはじいて見て下さい。養鰻業者が眼の色変えるのが判りましょう。

栗山川で取れるシラスが少く見積って年三百貫匁。このシラスを成鰻にすると、二割死んだと見て、十五万〆、約三億円、米にして約六万俵の売上げだ。これに必要な池は約百町歩から百弐十町歩。若しこの九十九里沿岸で取れるシラスを、横芝地先で成鰻にしたら、年間売上十数億円、決して出来ない事ではない。

横芝地先に年間十億の養鰻池地帯を作ると言ったら、狂人のたわごとと人は言うかな？（横芝漁業協同組合長　渡辺勅夫）

豆知識　太陽暦の採用

十二月は、陰暦では師走、極月と呼ばれていたが、明治五年（一八七二年）十二月二日の翌日に、明治六年一月一日になった。これは、いままでわが国で長く使っていた大陰暦を使うことをやめて、世界共通の太陽暦を使うことにしたためである。そして、大陰暦を旧暦、今使っている太陽暦を新暦とよんで区別している。

太陽暦は、はじめ古代のエジプトでできたものであるが、ローマの皇帝ユリウスに認められて採用された。それまで、ローマでは太陰暦を使っていたが、エジプトの天文学者ソンゲネスの協力によって、太陽暦にかえたのである。

このときは、二月は二十九日か三十日、八月と十二月は三十日としてたが、その後何回か改良されて、現在の太陽暦となつた。一太陽年は、三六五、二四二二日であるから、一年を三六五日と三六六日にして、四で割りきれる年を、うるう年としたのである。しかし一〇〇で割り切れても四〇〇で割り切れない年は平年とし、三〇〇〇年たって一日のちがいができるだけ、という正確なものができた。

声のひろば

回覧板が廻って来ても、留守番が年寄だの子供の時には、意味がわからないので、止めていたり、見ないで廻したりするときがあります。

用件によっては期日におくれたり、知らなかったりして損をします。私は留守にして回覧板を見なかったので、会長さんに聞きにいったら、会長さんも内容をよく知らなかった事があります。もし、留守や子供達だけだったら、次の家へ廻すようにして早くみんなが見れるようにしてもらいたいと思います。それで留守だった家などには、後で教えてやるのです。

もう一つは、役場の方で、回覧板の紙をもう一枚余計に配って、会長さんの家で、帳り出して置けばよいと思います。

〔一町民より〕

第十四回　「人権週間」にちなんで

毎年十二月四日から十日までは「人権週間」として、人権尊重の考えを広めるため、全国的に各種の行事が催うされます。いうまでもなく、人権を保障する制度は、古くはイギリスのマグナカルタ（一二一五）権利請願（一六二八）権利章典（一六八九）アメリカのバージニア権利宣言（一七七六）フランスの人権宣言（一七八九）などがありました。

また近代諸国の憲法においても、これらの人権保障の趣旨が受け継がれており、わが国の憲法でも、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として保障されるにいたりました。しかしわが国の現状は、まだ世界人権宣言の理想とするところからは、ほど遠いようで、とくに最近の傾向としては、人命の軽視、悪質な暴力の横行、法秩序を無視した集団暴力等、人権を無視し民主主義を根底から破壊するような風潮がきわめて多くなつてきました。この様な状態の下に〃人権週間〃を迎えることは一層意義あることといえましょう。

人権の尊重は、今日の人間生活にとって欠くことのできない基礎条件であり、全人類共通の願望であります。

▽人の名誉や信用をおもんじましょう。

▽この町から暴力をなくしましょう。

▽私達には学問、思想、宗教、職業選択の自由があり強制されることがありません。

人権を侵かされたときは、人権擁護委員に御相談下さい。

当町の人権擁護委員は中村淳氏（本町）平山清氏（長倉）です。

編集後記

今年も残り少く、光陰の矢の如きを今更のごとく感ずるきようこの頃です。本紙もこの号を最後に、また来春お目にかかることになります。

昨年十一月、第一号を発刊以来、皆さま方の御指導と御協力を得て、編集子も驚馬に鞭うちながら、何とか続けてこられたことを感謝いたしております。

こんごもより積極的な御後援をお願いいたします。